

## 「東北地方太平洋沖地震」により被災された皆様へ（2011.3.11）

この度の地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

### 少額短期保険契約のお取り扱い等について

今回の地震の被害者の皆さまの少額短期保険契約については、お取り扱いを以下のとおりとさせていただきます。

1. 保険証券、届け出印等を喪失された保険契約者等の皆さまについては、可能な限りの便宜をお図りします。
2. 保険金のお支払いについては、出来る限り迅速に行うように努めます。
3. 保険料の払込みについては、保険契約者様のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等の便宜をお図りします。
4. 窓口営業を停止させていただく場合等は、営業を停止する等の営業店舗名等を、ポスターで店舗に掲示するとともに、新聞やインターネットのホームページに掲示して、保険契約者等の皆様へのお知らせに努めます。

詳しくは、ご契約の少額短期保険会社までお問合わせ下さい。